

**地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方  
（令和8年1月22日～2月20日）**

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第五条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等」に関して、令和8年1月22日（木）から令和8年2月20日（金）まで御意見を募集したところ、計10件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、御意見の内容を適宜整理しています。

また、本改正と直接の関係がないため掲載しなかった御意見についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

| No. | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由  | 総務省の考え方  | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|-----|-------|--|--|------------------|
| 1   | 個人    | <p>マイナポータルでの電子投票もご検討頂きたい内容かと思えます。投票率が下がっているのは客観的事実です。仕事で行けない人もおられます。もちろん誰かに言われて投票するというのが合法ではありませんので対策は必要ですが、デジタル化されていない事が不思議で仕方ありません。早期に何卒よろしくお願ひいたします。</p> <p>現在、中央選挙管理会、全国の都道府県選挙管理委員会、市区町村選挙管理委員会に係る選挙事務システムは、自治体やベンダーごとに構成や連携方式がばらばらであり、投票や集計の結果が反映されるまでに時間差が生じやすい状態にあります。この時間差は単なる利便性の問題ではなく、期日前投票の運用において、別会場で来所した場合に直近の投票履歴が十分に反映されていない、あるいは確認に手間がかかる、といったトラブルの火種になり得ます。現場での確認負荷が増えるだけでなく、住民側の不信感や、重複投票の疑義といった重大な混乱に直結するため、運用の努力で吸収するのではなく、制度とシステム設計として発生しにくい形へ寄せる必要があると考えます。</p> <p>この問題の本質は、画面や帳票の違い以前に、選挙人名簿情報と投票履歴情報のデータ定義、更新のルール、連携のインターフェースが統一されていない点にあります。投票履歴は、更新が遅れても許容される周辺情報ではなく、受付可否</p> | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。</p> <p>いただいた御意見については、電子投票等に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、電子投票に関しては、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に基づいて、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において行われています。</p> <p>また、投票履歴を各投票所で参照できる仕組みについては、選挙人名簿及び在外選挙人名簿並びに投票人名簿及び在外投票人名簿に係る磁気ディスクへの記録、磁気ディスク並びに当該選挙人名簿及び当該在外選挙人名簿並びに当該投票人名簿及び当該在外投票人名簿に記録されている事項の利用並び</p> | 無                |

|   |    |  |   |   |
|---|----|--|---|---|
|   |    | <p>の判定に直結する状態情報です。したがって、投票履歴の更新は会場横断で整合し、原則として遅延が運用トラブルに転化しないだけの即時性、または準即時性が求められます。少なくとも、同一人物に対する投票状態の二重更新が起きない排他制御、障害や回線断が発生した場合でも後から検証可能な監査証跡、現場が迷わずに処理できる例外手順が、標準として前提化されるべきです。</p> <p>その上で、全国的に共通の連携仕様として、選挙人名簿と期日前投票、不在者投票、在外投票、当日投票の投票状態を、会場をまたいで一意に参照し更新できる枠組みを整備していただきたいです。実装形態が中央集約であれ広域連携であれ、求めるのは責任の所在が明確で、可用性が高く、監査と復旧が制度として組み込まれた仕組みです。オンライン時は一意に判定でき、オフライン時は仮処理を許容する代わりに、後で必ず照合できて矛盾が残らない設計とし、現場判断のばらつきや住民とのトラブルを最小化する方向に寄せるべきだと考えます。さらに、こうした投票履歴の整合性確保は任意要件ではなく、全国一律の信頼性要件として必須化し、適合の判定と監査が可能な形で明文化することが重要です。任意実装や個別判断に落ちると、結局は地域差が残り、分断が温存されます。</p> <p>また、電子投票については、冗談ではなく実現可能な制度設計として、段階的に導入できる道筋を示していただきたいです。ここで言う現実的な第一歩は、直ちにインターネット投票を全国一斉に行うという話ではなく、統制された投票所内での電子投票から始め、監査可能性と検証可能性を最優先に積み上げることです。電子化の価値は集計の迅速化だけではなく、無効票や疑義対応のトレーサビリティを高め、監査を定量的にし、障害時の復旧手順を標準化できる点にあります。投票内容の秘匿と改ざん検知、第三者による検証、脆弱性検査、運用訓練、障害時の代替手順といった要件を、制度として透明に整備し、その達成状況を客観的に評価できる枠組みを求めます。</p> <p>選挙事務は、住民が結果を受け入れるための信頼基盤そのものです。システムがばらばらで反映が遅れる状態は、平時は見えにくくても、混雑や障害といった有事に一気に問題化します。標準化や見直しが議論されている今の段階で、投票履歴の会場横断の整合性と即時性、監査可能性を中心要件として位置付け、全国的な分断を縮小する方向で制度と実装の両面を再設計していただきたいです。以上です。</p> | <p>に磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準によって、適切に対応されており、その上で、本省令及び告示案においても、投票履歴等や投票用紙交付履歴等により、選挙ごとに投票可否を自動で判定し、投票不可の場合には、エラー表示、投票不可の選挙、投票不可理由を表示すること定めています。</p> |   |
| 2 | 個人 | <p>1. 『選挙人名簿管理システムに係る標準化基準（実装区分及び適合基準日）に関する重大な懸念について』</p> <p>本省令案は、地方公共団体情報システムの標準化を通じて行政運営の効率化を図ろうとするものであるが、その対象に選挙人名簿管理システムを含めるこ</p>   | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。その上で、いただいた個別論点に係る御意見について以下のとお</p>  | 無 |

|  |   |   |  |
|--|---|---|--|
|  | <p>と、並びに第五条において定める「実装区分」及び「適合基準日」の設計については、制度的・憲法的観点から看過できない問題を内包している。</p> <p>(1) 選挙人名簿管理事務の法的性質に関する根本的誤認<br/> 選挙人名簿管理事務は、通常の住民行政事務や内部管理事務とは本質的に異なり、憲法第15条に基づく国民の選挙権を実質的に担保するための不可欠な制度的基盤である。したがって、当該事務に係る情報システムは、効率性・統一性・コスト削減といった行政DXの一般原理のみによって設計されるべき対象ではなく、何よりもまず公正性、検証可能性、可逆性、最終責任主体の明確性が制度上担保されていなければならない。<br/> 本省令案は、この点において、選挙事務を一般行政事務と同列に扱うという前提の誤りを含んでいる。</p> <p>(2) 実装区分に事業者裁量を介在させることの制度的危険性<br/> 本省令案が定める「必須機能」「任意機能」「実装してはならない機能」という実装区分は、一見すると合理的な整理に見えるが、選挙人名簿管理という分野においては、制度設計上、極めて危険な構造を生じさせる。<br/> すなわち、どの機能が実装され、どの機能が省略され、どの機能が制度的に排除されるのかという判断に、民間事業者の裁量が介在することとなり、結果として、全国的に見て実質的に異なる選挙事務処理環境が並存する事態を招く。これは「標準化」ではなく、責任主体を曖昧化したままの仕様分散に他ならない。特に「実装してはならない機能」を設けることは、冗長的な確認手続や補完的管理手法を制度的に排除するものであり、選挙事務に不可欠なフェイルセーフ及びフォールバックの思想と正面から衝突する。</p> <p>(3) 適合基準日設定と責任構造の不整合<br/> 本省令案は、適合基準日を設け、当該日以降は標準化基準に適合しないシステムを認めないとしている。しかしながら、標準を策定するのは国。システムを設計・開発するのは民間事業者。運用責任を負うのは地方公共団体。という三者分離構造が維持されたままである以上、選挙事務に重大な支障又は不信が生じた場合に、最終的に誰が政治的・制度的責任を負うのかが全く不明確である。<br/> 選挙という制度の性質上、このような責任の不在又は分散を前提とする制度設計は、民主的正統性の観点から到底許容されるものではない。</p> <p>(4) 制度的に求められる唯一の合理的選択肢<br/> 以上を踏まえると、選挙人名簿管理システムについては、標準化基準の提示にとどまらず、国が自ら責任主体となって、統一的な基幹システムを設計・開発・</p> | <p>り回答します。</p> <p>1. (1)、1. (3)、1. (4)、2. (1)、2. (2)、2. (4)、3. (1)、3. (2)及び3. (4)について<br/> 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく地方公共団体情報システムの標準化の取組自体に係る御意見として承ります。</p> <p>1. (2)について<br/> 全ての地方公共団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能のほか、地方公共団体の実情に応じて、実装が望ましいかの判断が異なる機能は、「地方公共団体情報システムに実装するか否かについて、当該システムを開発する事業者が判断する機能」として、事業者によって、実装の有無を判断してもよい機能と位置づけています。<br/> 地方公共団体は、複数の事業者が構築した標準化基準に適合するシステムの中から、自らの団体に適したものを選び、当該システムを提供する事業者と契約して利用することで、各地方公共団体の実情に応じた対応をいただいているところです。<br/> また、本省令及び告示案においては、論理的に成立し得ない入力その他の抑止すべき入力等を抑止する機能や論理的には成立するが、注意を要する入力等について注意喚起を行う機能、運用・保守性、セキュリティなどの標準化基準についても規定しています。</p> <p>2. (3)及び3. (3)について<br/> 本省令及び告示案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第六条第一項の規定により制定しています。</p> |  |
|--|---|---|--|

検証・維持すること。地方公共団体は、当該国責任システムの運用主体として位置付けること以外に、制度的整合性を確保する方法は存在しない。

少なくとも、「事業者判断に委ねる実装区分、実装禁止機能による運用可能性の排除」については全面的な再検討が不可欠である。

選挙制度は、効率化の失敗を「やり直し」で許される行政分野ではない。

制度への信頼が損なわれた場合、その回復は極めて困難であり、その責任は将来世代にまで及ぶ。本省令案については、行政 DX の枠組みを選挙制度に安易に適用することの是非を根本から再考した上で、国が明確に責任を負う制度設計へと修正されることを強く求める。

## 2. 『選挙人名簿管理システムの標準化基準に関する憲法適合性についての重大な疑義について』

本省令案が定める選挙人名簿管理システムの標準化基準、とりわけ第五条に規定される実装区分及び適合基準日の設定については、単なる制度設計上の問題にとどまらず、憲法上の重大な疑義を生じさせる可能性がある点を指摘せざるを得ない。

以下、その理由を明確に述べる。

### (1) 憲法第 15 条（選挙権保障）との関係

憲法第 15 条は、国民の選挙権を基本的人権として保障しており、判例・通説上も、選挙制度及び選挙事務の設計については、立法・行政に対し高度の公正性及び慎重性が要求される分野とされている。

選挙人名簿管理事務は、単なる内部事務ではなく、誰が選挙権を行使できるか。その権利が適正に行使されたか。を直接左右する制度的基盤であり、その処理過程において生じる不備・不透明性・不統一は、選挙権の実質的侵害につながり得る。

本省令案において、機能の一部を事業者判断に委ね実装してはならない機能を制度的に排除し、しかも国が最終的な開発・運用責任を負わない構造を採用することは、選挙権保障に対する行政の注意義務を尽くしているか否かについて、深刻な疑義を生じさせる。

### (2) 憲法第 92 条（地方自治の本旨）との緊張関係

憲法第 92 条が保障する地方自治の本旨には、地方公共団体が、その事務の性質に応じて、住民の権利に直接関わる事務を主体的に執行することが含まれると解されている。

選挙事務は、国政選挙であっても、実務上は地方公共団体及び選挙管理委員会が責任を負う構造が採られてきた。しかし本省令案は、実装区分及び適合基準日によって自治体の裁量を実質的に排除しつつ他方で、システムの設計・開発・検証について国が直接責任を負わないという構造を導入している。

これは、地方公共団体の実質的統制能力を奪いながら、国も責任主体として前面に立たないという点で、地方自治の本旨との関係においても、制度的な緊張関係を生じさせる。

#### (3) 法定委任の限界（法律による行政の原理）

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、行政事務の効率化・標準化を目的とするものであるが、その委任は、憲法上の権利保障を制約し得る内容まで無制限に許容するものではない。選挙人名簿管理システムについて、実装可能な機能の範囲を省令で詳細に制限し、実装禁止機能を設定し事実上、選挙事務の処理方法を画一化することは、法律の明確な授権を欠いたまま、選挙制度の実質に踏み込むものと評価される余地がある。

この点において、本省令案は、「法律による行政」の原理との関係でも慎重な再検討を要する。

#### (4) 合憲性を確保するために不可欠な前提

仮に選挙人名簿管理システムの標準化を進めるのであれば、憲法上の疑義を回避するためには、少なくとも次の前提が不可欠である。

国が標準を示すのみならず、国自身が責任主体として、統一的な基幹システムを設計・開発・検証・管理する。システム障害・制度不備が生じた場合の最終責任が、国に帰属することを制度上明確にすることこの前提を欠いたまま、事業者裁量と自治体運用に委ねる構造を維持することは、憲法適合性の観点から極めて問題が大きい。

選挙制度は、行政効率化の対象として扱うことが許される限界を明確に有する分野である。本省令案が示す制度設計は、その限界を超え、選挙権保障及び地方自治の本旨との関係で憲法上の疑義を生じさせる可能性を否定できない。

よって、本省令案については、単なる技術的標準化の問題としてではなく、憲法適合性を含めた制度全体の再検討を行うことを強く求める。

### 3. 『選挙人名簿管理システムの標準化基準に関する憲法違反の蓋然性について』

本省令案が定める選挙人名簿管理システムの標準化基準、特に第五条に規定

される実装区分及び適合基準日の設定については、制度設計の在り方そのものが、憲法上許容される限界を超える可能性が高いと考えられる。

以下、その理由を具体的に述べる。

(1) 憲法第 15 条（選挙権保障）との関係

憲法第 15 条が保障する選挙権は、形式的な投票機会の付与にとどまらず、公正かつ信頼に足る選挙制度の下で行使されることを前提とする権利である。

最高裁判例においても、選挙制度及び選挙事務については、立法・行政に対し高度の合理性と慎重な制度設計が要求されることが繰り返し確認されている。

しかし本省令案は、選挙人名簿管理という選挙権行使の前提となる事務について、

実装機能の一部を民間事業者の判断に委ね、さらに「実装してはならない機能」を設けることで冗長的確認や補完的運用を制度的に排除し、その一方で、国がシステムの設計・開発・検証について最終責任を負わないという構造を採用している。

このような制度設計は、選挙権保障に対する行政の配慮義務を著しく欠くものと評価され得るものであり、選挙権の実質的侵害を招く危険性が高い。

(2) 憲法第 92 条（地方自治の本旨）との抵触

憲法第 92 条が保障する地方自治の本旨は、地方公共団体が住民の権利に直結する事務について、実質的な統制能力と責任を有することを前提としている。

本省令案は、標準化基準及び適合基準日によって地方公共団体の裁量を事実上排除しながら、システムの中核部分については国自らが責任主体とならないという構造を導入している。これは、地方公共団体の権限と責任を空洞化させる一方で、国もまた責任主体として前面に立たない制度設計であり、地方自治の本旨との抵触が生じる蓋然性は高い。

(3) 法律による行政の原理及び委任の限界

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律は、行政事務の効率化・合理化を目的とするものであるが、その委任は、選挙制度の実質的内容を変更し得る権限まで包含するものではない。にもかかわらず本省令案は、選挙人名簿管理事務の処理方法を省令レベルで詳細に固定化し、実装可能な機能の範囲を実質的に限定するという内容を含んでいる。これは、法律の明確な授權を欠いたまま、選挙制度の核心部分に踏み込むものと評価され得、法律による行政の原理との関係においても、違憲となる蓋然性が高い。

(4) 制度全体としての違憲評価の可能性

|   |    |  |   |   |
|---|----|--|---|---|
|   |    | <p>以上を総合すると、本省令案は、選挙権保障（憲法 15 条）、地方自治の本旨（憲法 92 条）、法律による行政の原理のいずれとの関係においても、単独ではなく、制度全体として憲法に抵触する評価を受ける可能性が高い。</p> <p>特に、国が標準のみを定め、実装・運用・責任を分散させる現在の構造は、選挙制度に要求される民主的正統性と説明責任を著しく損なう。</p> <p>選挙制度は、後からは是正すれば足りる行政制度ではない。</p> <p>一度でも重大な不信が生じれば、その影響は回復困難である。</p> <p>本省令案が示す制度設計は、憲法に適合しないと判断される蓋然性が高いことを真摯に受け止め、国が責任主体として統一的に設計・開発・管理を行う制度へと抜本的な再構築を行うべきである。</p>   |   |   |
| 3 | 個人 | <p>選挙管理のデジタル化…という事だが、デジタル化を進めたからといって、今 起きている 不可能日程の解散総選挙の様な、まるで現実を無視した日程で行われては、国民の主権を示す 投票の権利を 毀損する。</p> <p>有ってはならないことだ。</p> <p>ネット通信、情報機器が 満足に使えない地域・国外に居る日本人や、海外から来て間もなく 日本語の情報が 手に入りにくい人も居る。</p> <p>天候によって 通信が途絶えたり、災害で 住居が変わり、連絡に時間がかかる人も居る。</p> <p>デジタル化にかこつけて、投票期間を短縮する事や、物理的な選挙券送付・票の回収を 廃止する事のないよう、求める。</p> <p>また、度重なる 選挙不正が明るみに出ており、根本的な個人確認方法・票管理が必要だ。</p> <p>海外のネット投票にある、暗号化技術・ID 管理を採り入れ、紙の投票券・投票用紙でも、改竄・複製を出来ない様にしたり、(匿名性を保ったまま) 投票した本人が 票の処理 (きちんと望んだ所に票が入っているか、など) を 追跡可能にするべきだ。</p> <p>選挙の公正が 歪められる事のない様、万全の仕組みを作って頂きたい。</p> | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものであり、御意見として承ります。</p> | 無 |
| 4 | 個人 | <p>住民記録や、印鑑登録のパブリックコメントのように、個別具体的な機能・帳票の要件を示されていないため、意見を出せない。</p>  | <p>御意見として承ります。</p>  | 無 |
| 5 | 個人 | <p>こんにちは。</p> <p>高校生の 18 歳です。私は政治に関して理想や思想を持ったのですが、自分で考えた提案したいようなおもしろい意見を CHATGPT さんにまとめてもらいました。お願いします。</p> <p>私は、政治はもっと単純でいいと思っています。難しい言葉や建前よりも、「何をしたか」「生活がどう変わったか」だけが大事です。政治家は偉い人ではなく、</p>   | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものであり、御意見として承ります。</p> | 無 |

|   |    |  |  |   |
|---|----|--|--|---|
|   |    | <p>行動する人であり、その行動が社会にどんなメリットを生んだのかが全てだと考えています。</p> <p>まず、最も優先すべき行動は米の価格整理です。米は日本人の生活の基盤であり、価格が不安定になるだけで、毎日の安心が崩れます。ここで大切なのは、誰かを責めることではなく、なぜ今の価格になったのかをはっきりさせることです。生産、流通、政策判断を一つずつ整理し、農家を守りながら、国民が安心して米を買える仕組みを作る。これが実現すれば、生活の不安が一つ確実に減り、社会全体に余裕が生まれます。</p> <p>次に、緑を増やすことです。これは理想論ではなく、即効性のあるメリットがあります。人は、自然が少し視界に入るだけで気持ちが落ち着き、考え方も変わります。私的所有権には触れず、公的な場所や多くの人が集まる空間に緑を増やす。たとえ1%でも、毎日の風景が変われば、社会の空気は確実に変わります。コスト以上の価値がある投資だと思います。</p> <p>そして、政治家の行動を見える形にする仕組みです。選挙の時だけ注目され、終わったら何をしているのか分からない。この状態が不信を生んでいます。だからこそ、政治家が行おうとする重要な行動を事前に示し、国民が「実行してよいか」を判断できる仕組みがあれば、無駄な疑いも付度も減ります。緊急時は例外にしつつ、通常時は行動をオープンにする。それだけで、政治は一気に分かりやすくなります。</p> |  |   |
| 6 | 個人 | <p>私は、選挙や政治への参加は、もっと早い年齢から始めてよいと思っています。具体的には、六歳から段階的に関われる仕組みを作ることが大切だと考えます。理由は単純で、政治への意識は年齢によって突然生まれるものではなく、関わり続けることで自然に育つものだからです。</p> <p>今の制度では、政治は「大人の世界」として切り離され、十八歳になった瞬間に突然参加を求められます。しかし、それまで触れてこなかったものに、いきなり責任ある判断を求めるのは難しく、結果として政治が遠い存在になってしまっています。これが、政治と生活の距離を広げている原因の一つだと思います。</p> <p>六歳から関われる仕組みがあれば、政治は特別なものではなく、生活の延長になります。たとえば、身近なテーマについて選択し、なぜそれを選んだのかを考える経験を積むだけでも、判断する力は育ちます。これは知識を詰め込むことではなく、自分の考えを持つ練習です。この積み重ねがあることで、成長したときに政治を自然に自分事として考えられるようになります。</p> <p>また、早くから関わることは、投票率の向上にもつながります。初めての選挙が「特別なイベント」ではなく、当たり前の行動になれば、参加への心理的な壁</p>   | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、主権者教育に係る御意見として承ります。</p> | 無 |

|   |    |  |   |   |
|---|----|--|---|---|
|   |    | <p>は大きく下がります。若い世代の視点が政治に入ること、政策もより長期的で現実的なものになっていくはずです。</p> <p>六歳からの参加とは、六歳にすべてを決めさせることではありません。段階的に関わり、考え、選ぶ経験を重ねていくことに意味があります。政治を早い段階から生活の中に戻すことで、社会全体がもっと分かりやすく、身近なものになると私は考えています。</p>   |   |   |
| 7 | 個人 | <p>お世話になります。</p> <p>全国各地の小規模な労働組合において、上級団体からの依頼として、特定政党・特定候補者に関する選挙時期の決起集会、ビラ配り、投票依頼等への協力が、組織的に行われているように見受けられます。</p> <p>これらの活動は、賃金や報酬の支払いを伴わず、無償での協力として実施されているとの説明を受けています。</p> <p>私は法的知識が十分ではないため、これらの行為が公職選挙法上の「選挙運動」に該当するか否か、また、労働組合が組織としてどの範囲まで関与することが法令上整理されているのか、あわせて、賃金や報酬を支払わずに動員することの位置づけについて、確認のため情報提供いたします。</p>  | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、選挙制度に係る御意見として承ります。</p>   | 無 |
| 8 | 個人 | <p>1. 意見の総論<br/>本件省令案において、選挙人名簿管理システムの標準化を目指す方向性には強く賛同する。選挙事務は民主主義の根幹をなす業務であり、最も堅牢かつ公平でなければならないシステムである。しかし、提示された概要案に含まれる「実装区分」の定義、特に「事業者が実装の可否を判断する機能（オプション機能）」の存在を許容する設計は、本法の目的である「経費の削減（TCO 削減）」と「ベンダーロックインの解消」を根本から覆す重大な欠陥である。過去数十年にわたり、日本の自治体システムは「地域特有の事情」を口実にした過剰なカスタマイズと、それによる特定ベンダーへの依存（ロックイン）により、不当に高額な維持管理費を搾取され続けてきた。本省令においては、この悪しき商慣習を断ち切るため、「Fit to Standard（標準への完全適合）」を絶対原則とし、ベンダーの裁量による独自拡張をシステムの的に排除する、より厳格かつ冷徹な仕様策定を求める。</p> <p>2. 「事業者が判断する機能」の即時撤廃<br/>概要資料「1. (3) 実装区分」において、「当該システムを開発する事業者が判断する機能」という区分が設けられているが、これは行政のガバナンス放棄に他な</p> | <p>御意見として承ります。</p> <p>なお、全ての地方公共団体で必須機能又は実装が望ましい機能や、最適な標準機能として合意できる機能のほか、地方公共団体の実情に応じて、実装が望ましいかの判断が異なる機能は、「地方公共団体情報システムに実装するか否かについて、当該システムを開発する事業者が判断する機能」として、事業者によって、実装の有無を判断してもよい機能と位置づけています。</p> <p>地方公共団体は、複数の事業者が構築した標準化基準に適合するシステムの中から、地方公共団体は、自らの団体に適したものを選び、当該システムを提供する事業者と契約して利用することで、各地方公共団体の実情に応じた対応をいただいているところです。</p> | 無 |

らない。なぜ公的システムの機能要件を、営利企業であるベンダーが決定するのか。この区分が存在する限り、ベンダーは「自社に有利な（他社が模倣困難な）独自機能」をこの枠組みで実装し、自治体を囲い込むインセンティブが働く。結果として、標準化されたはずのシステムが数年後には再び「そのベンダーしか触れないブラックボックス」と化すことは火を見るより明らかである。

提言：「事業者が判断する機能」という区分を廃止し、機能は「標準機能 (Mandatory)」か「実装禁止機能 (Prohibited)」の二元論で管理すべきである。仮にオプションを認めるとしても、それは国が定めたリストからの選択のみとし、ベンダー独自のロジック追加は API による疎結合連携以外一切認めてはならない。

### 3. データポータビリティと「出口戦略」の完全な保証

システムの標準化において最も重要なのは、アプリケーションの統一よりも「データの純粋性」である。現状の多くの自治体システムでは、データベース内部の構造がベンダー秘匿とされ、システム乗り換え時に「データ移行費」として数千円規模の請求が行われる事例が散見される。これは実質的な「人質ビジネス」である。選挙人名簿データは国民の財産であり、ベンダーの人質ではない。

提言：省令および告示において、以下の事項を技術要件として義務付けること。

完全なデータスキーマの公開: データベースのテーブル定義書および ER 図を、自治体（発注者）に完全開示すること。

標準フォーマットでの出力義務: いかなる時点においても、システム内の全データを、国が定める標準レイアウト (CSV/JSON 等) で、追加費用なしに一括出力できる機能を実装すること。

移行阻害行為への罰則: 独自仕様によりデータ移行を困難にした場合、標準化基準不適合とみなす旨を明記すること。

### 4. 帳票機能の「デジタル・ファースト」化

選挙事務においては、入場券や名簿抄本など膨大な紙帳票が出力されるが、これらは「紙に出すこと」を前提としたレガシーな設計が色濃く残っている。標準化基準における「帳票要件」は、単なる PDF 出力の規定に留まらず、将来的なデジタル通知 (マイナポータルへの入場券配信等) を見据えたデータ構造とすべきである。特定のプリンタメーカーや封入封緘機に依存した座標指定 (ドット単位の位置合わせ) のような物理依存仕様を標準規格に持ち込むことは、ハードウェア・ロックインを招くため厳に慎むべきである。

|    |    |   |   |   |
|----|----|---|---|---|
|    |    | <p>5. クラウドネイティブ・アーキテクチャの必須化<br/> 選挙システムは、平常時はアクセスが少ないが、選挙期日や期日前投票期間にアクセスが急増する特性を持つ。【従 5210628】パブリックコメントに関する提出意見の配信（受付番号：145210628000000010）来のオンプレミス（庁舎内サーバー）の発想を引きずった「仮想サーバーを並べるだけ」のクラウド利用では、ピーク時の負荷に耐えきれずダウンするか、あるいはピークに合わせて過剰なリソース契約を結びコスト高になるかのどちらかである。</p> <p>提言：標準化基準には、単に「クラウドで動くこと」だけでなく、オートスケーリング（自動拡張）やコンテナ技術を活用した「クラウドネイティブ（Cloud Native）」な設計であることを適合要件として盛り込むべきである。これにより、使った分だけの従量課金を実現し、税金の無駄遣いを構造的に防ぐことができる。</p> <p>6. 結論<br/> 我々納税者が求めているのは、「今まで通りの業務ができるシステム」ではない。「今までのような無駄な金を使わないシステム」である。「民間の3倍」とも揶揄されるIT調達コストの是正には、発注側（国・自治体）がベンダーに対して技術的な主導権を取り戻す以外に道はない。今回の標準化基準策定において、ベンダーへの配慮や妥協は一切不要である。仕様書の一言一句に至るまで、ロックインの芽を摘み、公正な競争とコスト最適化を実現する「真の標準化」を断行されたい。</p> |   |   |
| 9  | 個人 | <p>転入者が一定期間投票できない制度が存在すること自体よりも、現行ではその事実が本人に事前に明示されず、期日前投票所で初めて投票不可と告げられる運用となっている点が重大な課題である。</p> <p>選挙人名簿管理システムの標準化にあたり、住民基本台帳情報と連携し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入日</li> <li>・選挙人名簿登録予定日</li> <li>・投票可能開始日</li> </ul> <p>を自動算出し、マイナポータル等を通じて本人が事前に確認できる仕組みを必須機能として盛り込むべきである。</p> <p>現状では、転居者の多くが制度を事前に把握できず、実質的に投票機会を失っている。制度上の制約がある場合でも、少なくとも投票可否の事前可視化はデジタル化により十分実現可能であり、国民の参政権確保の観点からも早急な対応を求める。</p>   | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基準を定めるものです。いただいた御意見については、選挙制度に係る御意見として承ります。</p> | 無 |
| 10 | 個人 | <p>在外の日本国民が選挙に投票するには、自治体に転出届を出した上で在外公館に在留届を出し、在外公館に在外選挙人名簿登録申請を行い、在外選挙人証の</p>   | <p>本省令及び告示案は、選挙人名簿管理システムが備えるべき機能等に関する標準化基</p>   | 無 |

|  |  |  |   |  |
|--|--|--|---|--|
|  |  | <p>交付を受け、家の近くにあるとは限らない在外公館で投票するか、日本に戻って投票するか、投票投票用紙請求書と在外選挙人証を選挙管理委員会に送付して投票用紙を郵送で受け取った後に郵送で投票する必要がある。どれも時間や費用がかかり、場合によっては資力不足や時間切れで投票できないことがある。地方公共団体情報システムの標準化のプロジェクトの中で、例えばマイナポータルで本人認証・選挙資格確認・投票を世界中どこにいても完結できる仕組みの可能性を検討いただきたい。</p> | <p>準を定めるものです。いただいた御意見については、在外選挙制度に係る御意見として承ります。</p> <p>なお、投票は、投票管理者や立会人の下で行うことが原則となっている中で、在外インターネット投票は、これらの者が不在となつて行われる新たな投票方法であり、これを導入することについては、選挙制度の根幹にも関わることから、各党各会派で御議論いただく必要があります。</p> |  |
|--|--|--|---|--|

【提出意見 10件】上記の他、案とは無関係の御意見と判断し、提出意見として扱わなかったものが1件ありました。